

## ハイライト:

- ・証券税制が相次いだため、申告にはご注意ください
- ・平成16年度税制改正では、年金課税が強化されそうです

# たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

## ご挨拶

### 目次:

ご挨拶	1
平成15年度中に上場株式等を売却した場合	1
年金課税の今後の動向	2

12月の声を聞くと、なんだかせわしない気分になって参ります。今年も残すところわずかとなりましたが、皆様にとってよき1年であったでしょうか。今号では、平成15年度中に上場株式等を売却した場合の取扱い及び年金課税の今後の動向について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

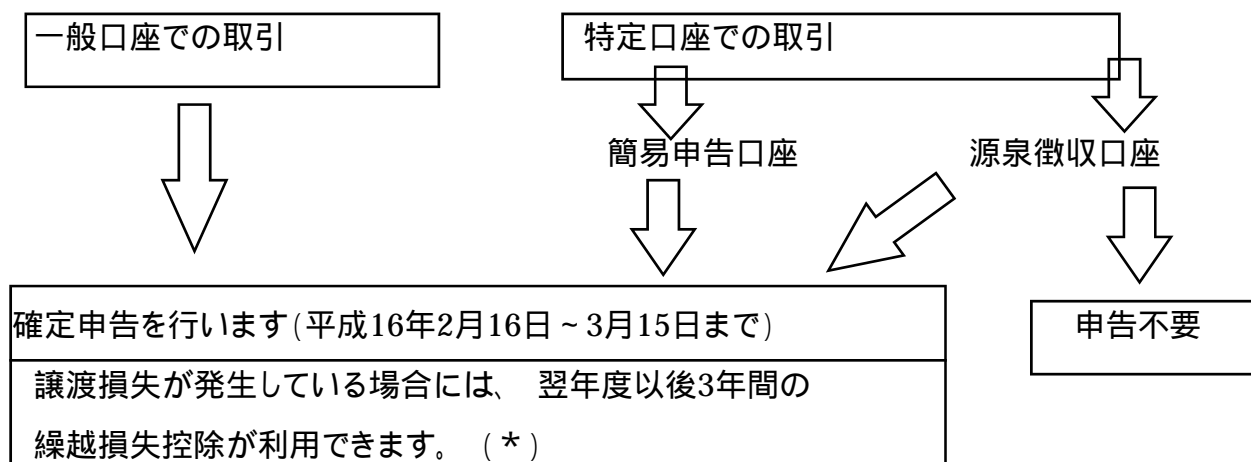
公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



## 平成15年度中(12月まで)に上場株式等を売却した場合

但し、来年以降も基本的には同様ですので、株式等を保有されている方・売却予定の方も是非ご覧下さい。



(\*) 上場株式等の譲渡損失の繰越損失控除とは

- ・平成15年1月1日以降に生じた上場株式等の売却損のうち、その年の売却益から控除しきれない損失の金額を翌年以後3年間の株式の売却益から控除することができる制度です。
- ・繰り越した譲渡損失の金額は発生年度の古いものから順次控除していきます。
- ・給与所得や事業所得等の他の所得との損益通算は認められていません。あくまで株式の譲渡所得内でのみの通算となります。
- ・適用を受けるためには確定申告手続きが必要となります。

上記は平成15年度中に上場株式等を売却した場合の取扱いについて解説していますが、来年以降も適用を受ける項目については以下のポイント中太字で示してありますのでご参考にして下さい。

<その他の証券税制に関するポイント>

譲渡時の税率～平成15年から平成19年までは、所得税7%、住民税3%の合計10%となっています。

購入金額1,000万円までの非課税制度～平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に取得した上場株式等のうち、平成17年1月1日から平成19年12月31日までの間に譲渡したもので確定申告時に申告書と共に「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を提出した場合には、購入金額で1,000万円に達するまでの譲渡益を非課税とする制度です。

取得費の特例～平成13年9月30日までに取得し、引き続き所有していた上場株式等を平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡した場合、その取得費を平成13年10月1日の時価の80%と実際の取得費とのどちらか有利な方を選択できる制度(確定申告する場合)です。

配当課税の 源泉所得税～ <少額配当:1回の 支払金額が5万円以下 (計算期間が1年 以上は10万円)の配 当>		H15/1～H15/3	H15/4～H15/12	H16/1～H20/3	H20/4～
	所得税	源泉20%、少額配当のみ申告不要可 35%の源泉分離課税有り	源泉10%、金額に係らず申告不要可	源泉7%、金額に係らず申告不要可 35%の源泉分離課税廃止	源泉15%、金額に係らず申告不要可
	住民税	総合課税	非課税	3%	5%

但し、発行済株式総数の5%以上を所有している株主は、源泉20%のまま、H15/4以降も変わりありません。

ホームページもご覧下さい  
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市浦和区

岸町7-9-19

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email nakamura-

cpa@jcom.home.ne.jp

## 年金課税の今後の動向

平成16年度税制改正答申では、「世代間の不公平是正のために年金課税について優遇措置を縮小すること」を盛り込んでいます。

公的年金を受ける人には、通常のサラリーマンの給与所得控除よりも優遇されている「公的年金等控除」という所得控除制度のみだけでなく納税者本人が65歳以上の場合(所得金額1,000万円以下)には、「老年者控除50万円」という所得控除があります。例えば年金以外に収入のない年齢65歳以上の人が400万円の公的年金を受け取った場合、公的年金等控除額として175万円を年金収入から差し引き、さらに65歳以上であれば老年者控除50万円も差し引くことができるのに対し、同額の年収のサラリーマンは134万円を給与収入から差し引くことになっています。さらに年齢70歳以上の配偶者がいる場合には通常の配偶者控除よりも+10万円多く控除を受けることができます。

基礎年金に対する国庫負担割合を増額させる論議と共に、その財源をどこから確保するのが論点となっていますが、その財源確保の手段として上記の公的年金等控除及び老年者控除の見直しが上がってきているということになります。

その他、住宅ローン減税制度の縮小や定率減税制度の見直しなど、様々な議論が取り上げられており、今後の動向に目が離せないところです。12月中旬には与党税制調査会により「平成16年度税制改正大綱」が決定・公表され、税制改正の具体的内容が決まります。そして年明け1月初旬に「平成16年度税制改正要綱」が閣議決定され、その後改正法律案が通常国会において上程論議されるというスケジュールになります。



\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。